

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）（06-6630-3284、3289）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	産業廃棄物処理施設の設置の許可（変更許可を含む）
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物処理施設の設置（変更許可を含む）をするために満たすべき施設の基準等が定められており、産業廃棄物処理施設の設置（変更許可を含む）をしようとする者は、大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条、第15条の2の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条、第12条の2
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可できません。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 (2) その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 (3) 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 ・産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の設置をしようとする者は、施設の共通基準に加え、施設の種類に応じて、各々の個別基準を遵守すること。 法律施行規則第12条、第12条の2 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=346M50000100035) ・産業廃棄物処理施設最終処分場を設置をしようとする者は、施設の共通基準に加え、施設の種類に応じて、各々の個別基準を遵守すること。 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号） (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=352M50000102001)
標準処理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令第7条の2に規定する処理施設 180日 （ただし、自社の産業廃棄物を同一敷地内で処理する場合にあつては120日） ・令第7条の2に規定する処理施設以外 120日 （ただし、自社の産業廃棄物を同一敷地内で処理する場合にあつては60日） <p>なお、法第15条の2の6の規定による変更許可については、この審査基準及び標準処理期間を準用する。</p>
経由日数	なし
提出先	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）
提出時期	随時
提出方法	産業廃棄物処理施設設置許可申請書（産業廃棄物処理施設変更許可申請書）及び添付書類を産業廃棄物規制グループへ提出してください。
手数料	令第7条の2に規定する処理施設 140,000円（変更許可申請の場合は130,000円） 令第7条の2に規定する処理施設以外 120,000円（変更許可申請の場合は110,000円）
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009225.html
備考	